

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	1-318
許認可等の種類	土地の掘削等の許可			
根拠法令条例等・条項	河川法第27条第1項			
許認可等の概要	河川区域内の土地の形状を変更する行為等の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 別添のとおり			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	平成6年9月29日6河第306号			

(別添)

- ・河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日国河政第36号)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/houteijutakujimu.pdf>
- ・「砂利等採取許可準則について(昭和41年6月1日付け建設省河発第83号)」記の全部及び別紙第一から第八まで
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/jarikyokajunsoku-41-6-1.pdf>
- ・「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について(平成6年7月8日付け建設省河政発第44号)」記二の3の第(1)の第1段落及び第2段落並びに(3)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/sekourekaiseisekou-6-7-8.pdf>
- ・「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について(平成6年7月8日付け建設省河政発第45号)」記一記二の1及び2並びに3の第1段落並びに5及び6
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/sekourekaiseiunyou-6-7-8.pdf>
- ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号)」一から四まで(河川法の規定による処分について適用する場合に限る)、五の1(柱書の第2段落及び第3段落を除く)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/sinsakijunsakutei-6-9-30-52.pdf>
- ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号)記一の1
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/syobununyou-6-9-30-53.pdf>
- ・「河川法の一部を改正する法律等の施行について(平成10年1月23日付け建設省河政発第4号)」記三の2の1)から4)まで
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/kasenhokaiseisekou-10-1-23.pdf>
- ・「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について(平成10年6月19日付け建設省河治発第44号)」記2の1)及び2) 記3の2)及び3) 別紙「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」第一から第一五まで及び第一六(第1項括弧書きを除く。)
<http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/bassaisyokujukijun-10-6-19.pdf>